

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定について、別紙2に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和3年3月23日付けで、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1に掲げる文書について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として次のものを特定した。
 - (1) ○○関係の○○との打合せ（H30. 1. 30）
 - (2) 知事レクメモ（○○に伴う○○事業者への支援について）（H30. 1. 31）
 - (3) 電話箋（○○からの要望について）（H30. 2. 5）
 - (4) 業務報告書（○○への交付金について（打ち合わせ））（H30. 2. 8）
 - (5) 業務報告書（○○○○事業に伴う○○への交付金について）（H30. 3. 16）
 - (6) 打ち合わせメモ（概要）（副知事レク（○○開通までの○○対策））（H30. 4. 26）
 - (7) 業務報告書（○○及び○○との打合せ）（H30. 4. 27）
 - (8) ○○との打合せ（H30. 4. 27）
 - (9) ○○との打合せ（H30. 5. 18）
 - (10) 業務報告書（○○事業に関する交付金について）（H30. 6. 12）
 - (11) 業務報告書（○○事業について）（H30. 6. 12）
 - (12) 業務報告書（○○への交付金について）（H30. 6. 28）
 - (13) 業務報告書（○○への交付金について）（H30. 7. 24）
 - (14) ○○との打合せ（H30. 8. 24）
 - (15) 業務報告書（○○事業に関する交付金について）（H30. 8. 28）
 - (16) ○○開始に向けた課題整理（知事レク）（H30. 8. 28）
 - (17) 業務報告書（○○への○○供用開始日の伝達等について）（H30. 8.

29)

(18) ○○○○供用開始に伴う事業転換補助について（H30. 9. 3）

(19) ○○との打合せ概要（H30. 9. 7）

(20) 平成31年度当初予算に係る下記事業予算要求調書及び○○関連工事に係る債務負担行為要求調書

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年4月6日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

対象行政文書には、個人名等、個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、法人の内部情報が記載されており、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

条例第8条第1項第7号該当

対象行政文書には、相手方との交渉内容などが記載されており、公開することにより、今後の県の業務に支障が生じると認められるため。

3 審査請求人は、令和3年4月16日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、非開示部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分では、非開示理由として条例第8条第1項第2号、第3号該当の旨が複数の文書について挙げられているが、非開示部分のどの部分がこれらの号に該当するかが不明であり、非開示決定の相当性について疑問がある。加えて、本件は〇〇〇〇〇〇〇〇であるため、仮にこれらの号の「個人」ないし「法人」が同法人（あるいはその役員）であったとするならば、これを審査請求人に開示したからといって「個人の権利利益が害されるおそれ」や「当該法人…の…正当な利益が損なわれると認められる」には該当しないものと思料される。
- (2) 本件処分では、非開示理由として条例第8条第1項第7号該当の旨が複数の文書について挙げられているが、同号は「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」が非開示情報であるとしているところ、宮城県知事は〇〇との間で重ねられてきた損失補償についての協議経過が「争訟」「交渉」「渉外」に該当するとし、相当部分を非開示情報とした可能性がある。しかし、これら損失補償についての協議は「争訟」「交渉」「渉外」に該当するものではないことから、これらを理由に非開示とすることはできない。「情報公開事務の手引」に「例示的に列挙した事務事業のほか、県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う一切の事務事業をいう。」とされているため、「その他の事務事業に関する情報」に該当すると主張するかもしれないが、これでは宮城県等が行う一切の事務事業が対象とされることとなり、例示列挙の意味がなくなってしまう。仮に当該情報に該当すると認めるのであれば、目的達成不能や執行不能に至るといった、具体的・現実的な支障がなければならぬ。
- (3) 条例第8条第1項第7号は「当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる」ことも非開示情報の要件としているが、〇〇〇はすでに〇〇供用されているから、協議経過にかかる情報が開示されても「当該事務事業…の目的が達成できなくなる」ことはない。また、宮城県では同様の〇〇〇事業は過去になく将来的にも予定されておらず、「将来の同種の事業」は観念できない。万が一、宮城県で〇〇〇事業が今後生じたとしても、今回の情報開示によって「将来の同種の事業の目的が達成できなく」

なることもない。さらに、すでに〇〇供用されているから協議経過にかかる情報が開示されても「当該事務事業…の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずる」ことはない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第1項第2号該当性について

対象行政文書には、特定団体に所属する個人の氏名、役職等が記載されており、これらは個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものが含まれるため、該当する部分を非開示とした。

なお、審査請求人は、審査請求人にかかる情報部分を非開示とすることは本件請求にかかる判断としては妥当ではないという趣旨の主張をしているが、情報公開制度は、条例第4条で「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。」と規定しているとおおり、開示請求者が誰であるかを考慮しないものであって、審査請求人の属性や審査請求人と開示請求対象文書との関係には関わりなく一律に取り扱うことが前提の制度であるから、審査請求人の主張には理由がない。

2 条例第8条第1項第3号該当性について

対象行政文書には、特定法人の従業員の平均月給額の記載や特定法人が事業に関し行った検討内容等の記載といった、法人の経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部情報に関する情報が含まれており、これらは法人に関する情報で、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるものが含まれるため、該当する部分を非開示とした。

3 条例第8条第1項第7号該当性について

対象行政文書には、特定法人から交付要望のあった、従業員に勤務継続を勧奨するための交付金及び損失補償又は営業補償に類する性格を有する交付金に関し、県が当該交付金の交付可否や交付対象等について検討した過程において、特定法人及び関係自治体と実施した協議又は打合せの内容並びに検討の過程そのものが記載されている。これらは条例第8条第1項第7号に規定する県の機関が行う交渉に関する情報であって、公開することで、今後、県が行う補助又は助成に関する事業及び県が行う公共事業の施行に伴う補償といった、将来の同種の事務事業

の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるものが含まれるため、該当する部分を非開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の該当性について

イ 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

(イ) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

(ロ) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公

開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

ロ 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には、法人担当者等の氏名及び役職等が記録されている。これらの情報は特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものと認められることから、条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。ただし、本件行政文書10に含まれる、他県の土木部長通知に記載された他県の職員のメールアドレスについては、条例第8条第1項第2号ただし書ロに該当し、開示すべきである。

(2) 条例第8条第1項第3号の該当性について

イ 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第3号の該当性について

本件行政文書には、特定の法人が行っている事業の内容や、事業に関して行った検討内容、経営方針及び人事に関する方針等の法人の内部情報が記録されている。

これらの情報が公開されると、当該法人の経営状況等が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められることから、条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第8条第1項第7号の該当性について

イ 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、

公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第7号の該当性について

本件行政文書には、損失補償に関して意見聴取を行い検討した内容や、関係機関等と担当部署との間のやりとり及び内部検討に関する情報が記録されている。

これら損失補償に関する検討内容等には、対策方針案の意思決定に至る過程や補償額の積算に関する考え方が記載されており、県や〇〇が今後行う同種の事業に共通する部分があると認められる。これらの情報が公開されると、制度への信頼が損なわれたりするなど、業務の目的が達成できなくなり、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる。また、〇〇との打合せに係る記録には、公にしないことを前提とした、〇〇内部の意思決定に係る内容等も記載されており、これらを公開することにより、県と〇〇の間の円滑な意思の疎通ができなくなるなど、業務の目的が達成できなくなり、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。ただし、本件行政文書16のうち別紙2に掲げる部分については、税金の特例等に関する一般的な内容であり、当該部分を開示したとしても、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるとは認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、自己情報の開示請求であることから権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれることはなく、一律に対応するのではなく個別事情を踏まえた開示決定等の判断を行うべきである旨主張する。

しかし、条例第4条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる」と規定されており、何人に対しても、目的のいかんを問わず開示請求を認めていることから、条例に定める情報公開制度は開示請求者が誰であるかを考慮しないこととなっている。すなわち、誰が請求しても同じ取扱いとする制度趣旨であり、特定の情報を特定の者だけに開示し、第三者には開示しないということは認められず、当該主張のような自己情報の開示請求であるという個別事情は上記判断に影響しない。

審査請求人は、例示列举された事務に対する具体的な支障が存在しない旨主張している。条例第8条第1項第7号では、その情報が開示義務の対象から除外され得る典型的な事務事業を例示的に列举しており、本県の「情報公開条例の解釈及び運用基準」においては、同号の「その他の事務事業」を「例示的に列举した事務事業のほか、県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う一切の事務事業をいう。」と定義しており、本件において実施機関が行う一切の事務事業に関する情報についても、同号の「その他の事務事業」に該当するものと認められる。

実施機関と当該法人間の損失補償の協議等に関する事務は、例示列举された「交渉」に該当し、交渉以外の事務についても「その他の事務事業」に該当することは明らかであって、当該事務については、その大小を問わず、将来も発生することが想定されることから、損失補償関連事務の詳細を公開すると、業務の目的が達成できなくなり、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるものである。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

5 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、当審査会は、別紙2に掲げる部分は、開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙3のとおりである。

別紙1

- ・〇〇関係の〇〇との打合せ（H30. 1. 30）
- ・知事レクメモ（〇〇に伴う〇〇事業者への支援について）（H30. 1. 31）
- ・電話箋（〇〇からの要望について）（H30. 2. 5）
- ・業務報告書（〇〇への交付金について（打ち合わせ））（H30. 2. 8）
- ・業務報告書（〇〇〇〇事業に伴う〇〇への交付金について）（H30. 3. 16）
- ・打ち合わせメモ（概要）（副知事レク（〇〇開通までの〇〇対策））（H30. 4. 26）
- ・業務報告書（〇〇及び〇〇との打合せ）（H30. 4. 27）
- ・〇〇との打合せ（H30. 4. 27）
- ・〇〇との打合せ（H30. 5. 18）
- ・業務報告書（〇〇事業に関する交付金について）（H30. 6. 12）
- ・業務報告書（〇〇事業について）（H30. 6. 12）
- ・業務報告書（〇〇への交付金について）（H30. 6. 28）
- ・業務報告書（〇〇への交付金について）（H30. 7. 24）
- ・〇〇との打合せ（H30. 8. 24）
- ・業務報告書（〇〇事業に関する交付金について）（H30. 8. 28）
- ・〇〇開始に向けた課題整理（知事レク）（H30. 8. 28）
- ・業務報告書（〇〇への〇〇供用開始日の伝達等について）（H30. 8. 29）
- ・〇〇〇〇供用開始に伴う事業転換補助について（H30. 9. 3）
- ・〇〇との打合せ概要（H30. 9. 7）
- ・平成31年度当初予算に係る下記事業予算要求調書及び〇〇関連工事に係る債務負担行為要求調書
 - ・〇〇〇〇〇〇の施工（施工ミスによるつくり直しに関する議論を含む）に関し、平成30年1月1日以降に作成された、電話箋、業務報告書、打ち合わせメモ（副知事レクメモ、知事レクメモ等を含む一切）等の文書
 - ・平成30年4月9日以降開催されている〇〇〇〇〇〇協議会運営会議、〇〇〇〇〇〇協議会ワーキングの議事録及び資料（アンケート結果を含む）
 - ・〇〇〇〇〇〇の施工ミスに関する宮城県、施工業者、設計業者それぞれの過失割合に関する検討資料（弁護士等の外部者が作成し検討資料とされた意見書等も含む）及び検討結果に関する文書
- *平成30年5月21日の〇〇〇での〇〇発言「施工業者、設計業者それぞれに責任があると考えております…過失割合につきましては、並行して検討しております。法的にも大変難しい問題でございまして、今のところ結論は出ておりません。」に関する資料を含む
- ・〇〇〇〇〇〇のつくり直しに関する見積書や積算書等

*平成30年5月21日の〇〇〇での〇〇「知事からは、つくり直しになれば…安全上問題がない〇〇に2億円から3億円という税金を新たに充て込むことに県民の理解が得られないのではないかと考えている…つくり直しせず、そのまま工事を進めたいという県の方針を説明いたしました。」に関する資料を含む

・〇〇〇〇〇〇のつくり直しの代替案とされたかさ上げ工事に関する見積書や積算書等

・〇〇〇〇〇〇のつくり直しの代替案とされたかさ上げ工事の支出に係る予算要求調書及び債務負担行為要求調書

別紙2

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
本件行政文書10	2	他県職員のメールアドレス
本件行政文書16	6	表外 ※の2つ目

- 1 本件行政文書欄に掲げる番号は、第2の2に掲げる番号と同一のものである。
- 2 ページ数とは、第2の2に掲げる本件行政文書ごとに1枚目から順次ページを振ったものである。

別紙3

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3.5.20	○ 諮問を受けた。(諮問第249号)
令和4.10.19 (第431回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4.11.30 (第432回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4.12.20 (第433回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和5.1.25 (第434回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和5.2.22 (第435回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和5.3.24 (第436回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和5年6月5日現在）

氏名	区分	備考
飯島 淳子	東北大学大学院法学研究科教授	
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
三 瓶 淳	弁護士	
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ・ファーム代表理事	
千 葉 達 朗	弁護士	会長